

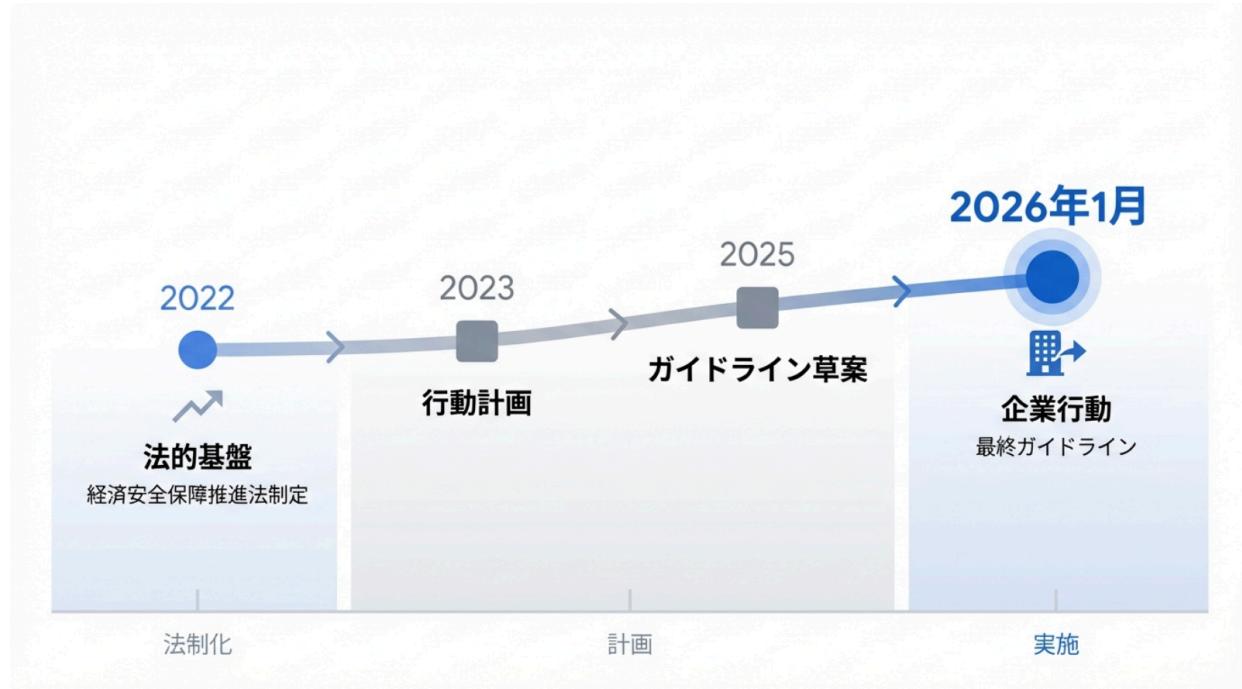
# 戦略的転換点：経済産業省「経済安全保障経営ガイドライン（第1版）」の包括的分析と影響評価

**Gemini 3 pro**

## 第1章 エグゼクティブサマリー：地経学的新時代における企業統治の再定義

2026年1月23日、経済産業省によって公表された「経済安全保障経営ガイドライン（第1版）」は、日本企業の経営史において極めて重要な分水嶺となる文書である<sup>1</sup>。冷戦終結以降、長らく日本企業が享受してきた「政経分離」という前提は完全に崩れ去り、経済活動と国家安全保障が不可分に結合する新たな現実が、公的な指針として経営の現場に提示されたからである。本ガイドラインは、単なる推奨事項の羅列にとどまらず、企業価値の維持・向上、ひいては企業の生存そのものを左右する「経営者の善管注意義務（善管注意義務）」の構成要素として経済安全保障リスクへの対応を位置づけるものであり、その法的な含意は極めて重い<sup>3</sup>。

## Evolution of Japan's Economic Security Architecture (2020-2026)



The trajectory of Japan's economic security policy has shifted from legislative foundations in 2022 to specific corporate governance mandates in 2026.

本報告書は、15,000語に及ぶ詳細な分析を通じ、ガイドラインの全貌を解明する。第1版ガイドラインが提示する「自律性(Autonomy)」と「不可欠性(Indispensability)」という二大戦略支柱は、日本企業に対して従来の「効率性追求型」から「強靭性(レジリエンス)重視型」への抜本的なモデル転換を迫るものである<sup>1</sup>。サプライチェーンの可視化、特定国への依存低減、そしてコア技術のブラックボックス化といった具体的なアクションは、これまで「コスト」として忌避されがちであったが、本ガイドラインはこれを将来の毀損を防ぐための「投資」であると再定義した<sup>4</sup>。

さらに、本報告書では、ガイドラインに対する産業界(経団連、経済同友会)や法曹界、監査法人からの反応を精査し、大企業と中小企業(SME)の間で生じている温度差や実装上の課題についても深掘りする。特に、サプライチェーンの末端までを見通すことの困難さや、コスト負担の転嫁問題は、今後解決すべき重大な論点として浮上している<sup>7</sup>。また、米国やEUの経済安全保障戦略との比較分析を行い、日本の「デリスク(De-risking)」アプローチの独自性と国際的な立ち位置を明らかにする。

結論として、本ガイドラインは日本企業に対し、地政学的リスクを「他責」にするのではなく、経営戦略の核心として「自責」で管理することを求めている。これは、グローバル資本主義のルールが書き換えられる中で、日本企業が生き残るために唯一の処方箋であり、その遵守はもはや選択肢ではなく

必須の経営課題となっている。

## 第2章 序論: 経済的相互依存の武器化と日本企業の苦悩

### 2.1 ガイドライン策定の背景: 地経学的パラダイムシフト

2026年1月23日というタイミングで本ガイドラインが公表された背景には、国際情勢の劇的な悪化と構造変化が存在する<sup>1</sup>。20世紀後半から21世紀初頭にかけての世界経済を支配していた「ワシントン・コンセンサス」に基づく自由貿易体制は、米中対立の激化、ロシアによるウクライナ侵攻、そして中東情勢の不安定化を経て、機能不全に陥った。これに代わって台頭したのが、「経済的威圧(Economic Coercion)」や「相互依存の武器化(Weaponization of Interdependence)」と呼ばれる現象である<sup>1</sup>。

かつて「カントリーリスク」といえば、新興国の政情不安や為替変動を指していた。しかし現在、企業が直面しているのは、主要先進国自身が安全保障を理由に貿易障壁を築き、技術移転を制限し、サプライチェーンを分断するという事態である<sup>11</sup>。日本企業にとって、最大の市場である米国と中国が戦略的競争関係にあることは、ビジネスの根幹を揺るがすリスク要因となっている。

### 2.2 「政経分離」の終焉と新たな経営規範の必要性

長らく日本企業は「政経分離(Seikei Bunri)」の原則の下、政治的な対立があっても経済関係は維持できるという前提で活動してきた。しかし、経済産業省が今回のガイドラインで示した認識は、この時代の完全な終焉を告げるものである<sup>12</sup>。経済安全保障上のリスクは、もはや「外的なショック」として受動的に耐えるものではなく、経営戦略の中に能動的に組み込み、管理すべき変数となった。

しかしながら、多くの日本企業、特に現場レベルでは、具体的にどのようなアクションを取るべきかの判断基準が欠如していた。従来のコンプライアンス(法令遵守)の枠組みでは、明文化された法律(例えば外為法など)を守ることはできても、「法律には違反していないが、安全保障上リスクが高い取引」をどう扱うかというグレーボーンの判断ができなかつたのである。本ガイドラインは、この空白を埋め、経営者が自信を持って「戦略的決断」を下すための羅針盤として設計されている<sup>3</sup>。

## 第3章 経済安全保障経営ガイドライン(第1版)の構造的分析

本ガイドラインは、抽象的な理念にとどまらず、企業が実装すべき具体的なアクションプランまで踏み込んでいる点に特徴がある。その構造は、「経営者が認識すべき3つの原則」と、それを実行するための「2つの戦略的柱(自律性と不可欠性)」、そして全体を支える「ガバナンス体制」から成る<sup>4</sup>。

### 3.1 経営者が念頭に置くべき3つの原則

経済産業省は、まず経営トップの意識変革を求めている。以下の3原則は、実務担当者レベルではなく、取締役会レベルで共有されるべき哲学である。

#### 3.1.1 原則1: 自社ビジネスの正確な把握とリスクシナリオの策定

第一の原則は「知ること」である。多くの日本企業は、サプライチェーンのティア1(直接の取引先)ま

では把握していても、ティア2、ティア3となるとブラックボックス化しているケースが少くない<sup>4</sup>。

- サプライチェーンの可視化：ガイドラインは、自社の製品がどの国の、どの企業の、どのような技術に依存しているかを詳細にマッピングすることを求めている。特に「 choke point (死活的に重要な部素材)」の特定が急務とされる。
- リスクシナリオの具体化：単に「地政学リスクがある」という認識ではなく、「もしA国がB物資の輸出を停止したら、自社の工場は○週間で操業停止になる」といった定量的なシナリオ分析が求められる<sup>14</sup>。これには、台湾有事のような大規模紛争だけでなく、パンデミックやサイバー攻撃による物流寸断も含まれる。

### 3.1.2 原則2：経済安全保障への対応を「コスト」ではなく「投資」と捉える

第二の原則は「再定義」である。これまで、調達先の多角化（マルチソース化）や在庫の積み増しは、短期的な利益率を圧迫する「無駄（コスト）」と見なされ、効率化の名の下に削減対象とされてきた<sup>3</sup>。

- 効率性から強靭性へ：ガイドラインは、これを「将来の危機に対する保険」であり、企業価値を守るために「投資」と位置づけ直した。平時に多少のコストをかけてでも、有事に供給責任を果たせる企業こそが、中長期的に顧客からの信頼（トラスト）を獲得し、競争優位に立つというロジックである<sup>4</sup>。
- 積極的な投資：ここでの投資には、単なる防衛的な在庫積み増しだけでなく、代替技術の開発や、セキュリティクリアランスを持つ人材の育成といった積極的な資本投下も含まれる。

### 3.1.3 原則3：マルチステークホルダーとの対話

第三の原則は「連携」である。一企業だけで地政学的な荒波を乗り越えることは不可能であり、孤立はリスクとなる<sup>3</sup>。

- 官民連携：政府との情報共有は不可欠である。経済産業省や外務省からのインテリジェンスを活用し、逆に企業側からも現場のリスク情報を政府に提供する双方向のコミュニケーションが推奨される。
- 投資家との対話：特に重要なのが株主・投資家への説明である。「なぜ利益率を下げてまで在庫を持つのか」という問い合わせに対し、それが長期的な企業価値（サステナビリティ）にどう寄与するかを合理的に説明し、理解を得る努力が経営者に求められる<sup>4</sup>。

# 経済安全保障経営ガイドラインの3つの原則

## 原則と運用の変革 (Principles and Operational Shift)

原則 (Principle)	従来の視点 (Traditional View)	ガイドラインの要請 (Guideline Mandate)	主要アクション (Key Action)
1. 自社ビジネスの正確な把握とリスクシナリオ策定	抽象的なリスク項目の洗い出しや、一般的な重要度評価（従来のリスクマッピング）	具体的なシナリオ分析と、バリューチェーン全体（国・製品別）の定量的な依存度把握	供給途絶や技術流出が事業に与える影響を具体的に予測し、代替調達や備蓄等の対策を準備する
2. 経済安全保障対応を「コスト」ではなく「投資」と捉える	短期的な利益の最大化と、目先の経済合理性の優先	中長期的な企業価値の維持・向上、およびステークホルダーからの信頼獲得のための投資	自律性の向上（サプライチェーン強靭化）と不可欠性の確保（技術優位性の維持・流出防止）
3. マルチステークホルダーとの対話を欠かさない	自社単独での対応、または有事のみの限定的な連携	平時からの株主・取引先・金融機関・政府との継続的な対話と連携	リスク情報の共有、官民連携の活用、およびステークホルダーへの説明責任と合意形成

ガイドラインは、短期的な効率性から3つの戦略的柱にわたる長期的な強靭性への根本的な転換を求めている。

Data sources: [Anderson Mori & Tomotsune](#), [Nagashima Ohno & Tsunematsu \(En\)](#), [Nagashima Ohno & Tsunematsu \(Ja\)](#)

## 3.2 二大戦略支柱: 自律性と不可欠性

ガイドラインの中核を成すのが、「自律性(Autonomy)」と「不可欠性(Indispensability)」という2つの概念である。これらは2022年の経済安全保障推進法の基本理念とも共鳴しており、企業の具体的なアクションプランの基盤となる<sup>5</sup>。

### 3.2.1 自律性の確保(Defensive Strategy)

自律性とは、「いかなる状況下でも、他国に過度に依存することなく、国民生活や経済活動を維持できる能力」を指す<sup>5</sup>。企業にとっては、供給網の寸断リスクを最小化する「守り」の戦略である。

- サプライチェーン強靭化: 特定国(事実上の中国など)への過度な依存を脱却し、「チャイナ・プラス・ワン」などの多角化を進めること。
- 戰略的在庫(備蓄): ジャストインタイムの見直し。部素材の備蓄を増やし、物流停止時でも数ヶ月間は稼働できる体制を整える。
- 代替調達先の確保: 単一のサプライヤーではなく、常に複数の調達ルートを維持する(デュアルソース、マルチソース)。

### 3.2.2 不可欠性の確保(Offensive Strategy)

不可欠性とは、「国際社会全体の中で、わが国の存在が不可欠である状態を作り出すこと」である<sup>5</sup>。これは、他国が日本(自社)の製品や技術なしには立ち行かない状況を作ることで、経済的な攻撃を抑止する「攻め」の戦略である。

- チョークポイント技術の獲得: 半導体材料や高機能化学品など、代替が効かないニッチトップ分野でのシェアを独占・寡占すること。
- 技術流出防止(ブラックボックス化): コアとなる技術が海外に移転・模倣されることを防ぐため、国内での生産に回帰したり、情報セキュリティを強化したりする。
- 繼続的なイノベーション: 技術は陳腐化するため、常に最先端を走り続けるための研究開発投資を行う<sup>3</sup>。

# 戦略的ポートフォリオ・マトリックス：自律性 vs 不可欠性

● 脆弱 (Vulnerable) ● チョークポイント (Choke Point) ● コモディティ (Commoditized)

● 安全なリーダー (Secure Leader)



企業は自社の事業をこれら2つの軸で評価する必要があります。目標は、重要な資産を右上の象限（高い自律性、高い不可欠性）へと移行させることです。

Data sources: [Risktaisaku](#), [KPMG](#), [METI](#)

## 第4章 法的側面とガバナンス：善管注意義務への統合

本ガイドラインがこれまでの政府資料と一線を画す最大の特徴は、経済安全保障への対応を「法的義務」の文脈で語っている点にある。

### 4.1 善管注意義務の明確化

会社法第423条における取締役の「善管注意義務 (Zenkanchūi gimu)」の解釈において、本ガイドラインは決定的な役割を果たすと法曹関係者は分析している<sup>3</sup>。

- セーフハーバー（免責）機能：経営者が本ガイドラインに沿ってリスク評価を行い、合理的なプロセスを経て意思決定を行った場合、仮に結果として損失が生じても、その判断は「経営判断の原則 (Business Judgment Rule)」によって保護され、法的責任を問われる可能性は低くなる。

ガイドラインへの準拠が、取締役が義務を果たしたことの有力な証拠となるためである<sup>3</sup>。

- リスク要因としての放置：逆に、ガイドラインが存在するにもかかわらず、リスク評価を行わず、漫然と特定の国への依存を続け、その結果サプライチェーンが寸断されて巨額の損失を出した場合、取締役は「予見可能なリスクへの対処を怠った」として善管注意義務違反に問われるリスクが飛躍的に高まる<sup>3</sup>。

## 4.2 監査と内部統制への影響

監査法人にとっても、本ガイドラインは監査上の重要な基準となる。企業の事業リスク(有価証券報告書の「事業等のリスク」)の記載において、経済安全保障リスクが適切に開示されているか、またそれに対する内部統制システムが構築されているかが、より厳格にチェックされることになる<sup>16</sup>。PwCやKPMGなどの大手監査・コンサルティングファームは、すでにこのガイドラインに対応した支援サービスを開発しており、企業統治の現場において経済安全保障監査が定着しつつある<sup>16</sup>。

# 第5章 実務的展開：チェックリストとアクションプラン

理念を現場の実務に落とし込むため、経済産業省はガイドラインと同時に「チェックリスト」を公開した<sup>19</sup>。

## 5.1 チェックリストの構造とKPI

このチェックリストは、企業が自社の現状を自己診断するためのツールであり、Excelフォーマットで提供されている。

- ガバナンス体制：経済安全保障担当役員(CISOやCSOなど)が任命されているか。取締役会での議論頻度は十分か。
- リスク把握：サプライチェーンの階層把握はどこまで進んでいるか(Tier 1のみか、Tier Nまでか)。
- 技術管理：コア技術の流出防止策(アクセス制御、退職者管理)は実施されているか。
- サイバーセキュリティ：ネットワーク遮断時の代替手段は確保されているか<sup>7</sup>。

これらの項目は、定性的なチェック(Yes/No)が中心であるが、企業によってはこれを定量的なKPI(重要物資の在庫日数、代替調達比率など)に落とし込んで管理することが推奨される<sup>14</sup>。

## 5.2 中小企業(SME)への波及と課題

このチェックリストの存在は、サプライチェーンの上流に位置する大企業から、下請けの中小企業に対する「要請」という形で波及する<sup>7</sup>。

- 負担の転嫁：大企業が自社の「自律性」を確保するため、サプライヤーである中小企業に対しても同等のリスク管理や情報開示を求めるケースが増加している。
- リソース不足：しかし、中小企業には専任の担当者を置く余裕がない場合が多く、「過度な負担」となっているとの批判もある。実際に、情報収集や体制整備にかかるコストを価格に転嫁できないという構造的な問題が指摘されている<sup>7</sup>。
- 支援の必要性：これに対し、経済産業省や中小企業庁は、中小企業向けの相談窓口の設置

や、サイバーセキュリティ対策への補助金拡充などを通じて支援を行っているが、現場の混乱は依然として残っている<sup>8</sup>。

## 第6章 評価と反応: 各界のステークホルダー分析

### 6.1 産業界の反応: 総論賛成、各論懸念

経団連や経済同友会といった主要経済団体は、経済安全保障の重要性そのものについては強く支持している<sup>6</sup>。

- 経団連: 「経済と安全保障を切り離して考えることはもはや不可能」との認識を示し、政府との連携強化を求めており。一方で、過度な規制が企業の自由な経済活動を阻害することへの懸念も表明しており、バランスの取れた運用を要望している<sup>12</sup>。
- 経済同友会: より踏み込んで、「経営者は組織文化を抜本的に変革せよ」と提言し、受動的な対応ではなく、能動的に国際ルール形成に関与すべきだと主張している。また、技術流出防止策の必要性を支持しつつも、研究開発の萎縮を招かないよう配慮を求めている<sup>23</sup>。

### 6.2 法曹界・専門家の評価

大手法律事務所(四大法律事務所など)は、本ガイドラインを「実務上のゴールデン・スタンダード」として高く評価している。

- 法的予見可能性: 従来曖昧だった「どこまでやれば免責されるのか」という基準が示されたことで、弁護士としてクライアントにアドバイスしやすくなったという声が多い<sup>3</sup>。
- インテリジェンスの重要性: 同時に、法的判断を下す前提としての「情報収集(インテリジェンス)」機能の強化が不可欠であると指摘しており、企業内法務部門の役割拡大を示唆している<sup>4</sup>。

### 6.3 批判的視点と課題

一方で、いくつかの批判的視点も存在する。

- 「努力義務」の実質的義務化: ガイドラインは形式上「推奨事項」であるが、事実上の「強制」として機能することへの懸念。特に、政府調達や補助金申請において、ガイドライン遵守が暗黙の要件となる可能性がある。
- コスト負担の不透明さ: 「コストを投資と捉えよ」という原則論は理解できるものの、実際に利益率が低下した場合、株主総会でどう説明するかという実務的な悩みは深い。特に短期志向の海外投資家(アクティビストなど)との対話は難航が予想される<sup>4</sup>。

## 第7章 グローバル・コンテキスト: 日米欧の比較優位

日本のガイドラインは、世界的な経済安全保障の潮流の中で独自の立ち位置を占めている。

### 7.1 米国との比較: 規制から自律へ

米国の戦略(Small Yard, High Fence)は、エンティティ・リスト(禁輸リスト)や対内投資規制(CFIUS)

といった「ハードロー(法律)」による強制力が主軸である<sup>26</sup>。対して日本は、法律による規制(外為法など)も存在するが、本ガイドラインのように企業の「自主的な取り組み」を促す「ソフトロー」のアプローチを重視している。

- 柔軟性：日本のアプローチは、企業ごとの事情に合わせた柔軟な対応が可能であり、過度なデカップリング(分断)を避ける「デリスク(リスク低減)」の実践に適している<sup>27</sup>。

## 7.2 EUとの比較：ガバナンス重視の共通点

EUの経済安全保障戦略もまた、企業のデュー・ディリジェンス義務化(CSDDDなど)を通じてリスク管理を進めている点で日本と親和性が高い<sup>28</sup>。

- 相違点：EUは「威圧対抗措置(Anti-Coercion Instrument)」のような、国家レベルでの対抗ツールを整備することに重点を置いているが、日本はまず企業レベルでの防御力(レジリエンス)を高めることに注力している点が特徴的である<sup>27</sup>。

# Global Economic Security Strategies: A Comparative Analysis

REGION	PRIMARY STRATEGY	KEY TOOLS	CORPORATE IMPACT
Japan	<b>Autonomy &amp; Indispensability</b> "Promote & Protect"	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>Economic Security Promotion Act (ESPA):</b> Supply chain resilience, critical infrastructure, patent non-disclosure.</li> <li>• Strategic list of 11 items (e.g., semiconductors, batteries).</li> <li>• Industrial policy subsidies for relocating manufacturing.</li> </ul>	<b>"Soft Law" Guidance</b> Public-private cooperation; companies act as key players to de-risk investment voluntarily.
United States	<b>Small Yard, High Fence</b> Targeted Exclusion	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>Export Controls:</b> High-tech blocks (Semiconductors, Quantum) aimed at rivals.</li> <li>• Coordinated blocking of advanced equipment exports (with allies).</li> </ul>	<b>Regulatory Enforcement</b> Strict compliance requirements; federal bans on specific technology transfers.
European Union	<b>De-risking</b> Strategic Autonomy	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>Defensive Toolbox:</b> FDI Screening, Anti-Coercion Instrument, Anti-subsidy Regulation.</li> <li>• International Procurement Instrument (IPI) to level playing field.</li> </ul>	<b>Regulatory Enforcement</b> Investigations, inspections, and penalties; price adjustments for foreign subsidies.

Japan's approach relies on corporate governance and 'soft law' guidance, distinct from the regulatory enforcement focus of the US and EU.

Data sources: [Institut Montaigne](#), [USSC](#), [SIPRI](#)

## 第8章 将来展望と提言: 2030年に向けて

### 8.1 今後の政策展開

本ガイドラインは「第1版」であり、今後も改訂が予定されている<sup>6</sup>。

- 分野別ガイドラインの策定：半導体、蓄電池、バイオなど、戦略的に重要な分野については、より詳細な「分野別ガイドライン」が策定される可能性が高い。
- サイバーセキュリティとの統合：日本政府が進める「能動的サイバー防御」の導入に伴い、経済安全保障とサイバーセキュリティのガイドライン（現在は別個に存在）が統合され、デジタル・フィジカル双方を包括する基準となることが予想される<sup>29</sup>。

## 8.2 企業への戦略的提言

最後に、本分析に基づき、企業がとるべきアクションを提言する。

1. 取締役会アジェンダの常設化：経済安全保障を四半期ごとの報告事項ではなく、常設のアジェンダとし、経営トップがコミットする体制を作る。
2. クロスファンクショナルチーム（CFT）の組成：調達、法務、R&D、経営企画、広報を横断するCFTを立ち上げ、縦割りの弊害を排除する。
3. 「守り」から「攻め」への転換：リスク回避だけでなく、自社の技術がいかに世界にとって「不可欠」かを再定義し、それを梃子（レバレッジ）にした事業戦略を構築する。
4. 政府リソースのフル活用：サプライチェーン多元化や設備投資に対する政府補助金は今後も拡大する。これらをコスト相殺のために戦略的に活用する。

## 結論

経済産業省の「経済安全保障経営ガイドライン（第1版）」は、日本企業に対して「平和ボケ」からの脱却を迫る警鐘であり、同時に新たな競争環境で生き残るための武器でもある。これを単なるコンプライアンスのコストと捉えるか、企業体質を強靭化するための投資と捉えるかで、10年後の企業の姿は大きく異なるものになるだろう。地政学リスクの時代において、最強の防御は「誰からも必要とされる存在（不可欠性）」になることであり、本ガイドラインはそのための道筋を示している。

## 引用文献

1. 経産省、企業向け「経済安全保障経営ガイドライン」を公表、2月 3, 2026にアクセス、  
<https://www.risktaisaku.com/articles/-/109148>
2. 経済産業省、「経済安全保障経営ガイドライン（第1版）」を正式公表、2月 3, 2026にアクセス、  
<https://seculligence.com/news/880/>
3. 経済安全保障経営ガイドライン案1の公表、2月 3, 2026にアクセス、  
[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5\\_.pdf/251212.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_.pdf/251212.pdf)
4. Ministry of Economy, Trade and Industry Releases Draft “Economic ...、2月 3, 2026にアクセス、  
<https://www.nagashima.com/en/publications/publication20251212-3/>
5. 経済安全保障リスク対応の現在地 - KPMG International、2月 3, 2026にアクセス、  
<https://kpmg.com/content/dam/kpmgsites/jp/pdf/2023/jp-ki-security-risk.pdf.core.download.inline.pdf>
6. 経産省「経済安全保障経営ガイドライン」（案）の公表 | 著書/論文、2月 3, 2026にアクセス、  
<https://www.nagashima.com/publications/publication20251212-1/>
7. 経済安全保障経営ガイドライン（第1版）（案）に対する意見公募 ...、2月 3, 2026にアクセス、  
<https://www.meti.go.jp/press/2025/01/20260123004/20260123004-2.pdf>
8. 中小企業として経済安全保障にどのように取り組んでいったらよい ...、2月 3, 2026にア

- クセス、<https://j-net21.smrj.go.jp/qa/org/Q1513.html>
- 9. 「経済安全保障経営ガイドライン(第1版)」を取りまとめました, 2月 3, 2026にアクセス、  
<https://www.meti.go.jp/press/2025/01/20260123004/20260123004.html>
  - 10. 経済安全保障経営ガイドライン(第1版), 2月 3, 2026にアクセス、  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000302744>
  - 11. japan's economic security bill: "new form of capitalism realization", 2月 3, 2026にアクセス、  
[https://www.researchgate.net/publication/360106656\\_JAPAN'S\\_ECONOMIC\\_SECURITY\\_BILL\\_NEW\\_FORM\\_OF\\_CAPITALISM\\_REALIZATION](https://www.researchgate.net/publication/360106656_JAPAN'S_ECONOMIC_SECURITY_BILL_NEW_FORM_OF_CAPITALISM_REALIZATION)
  - 12. 経団連:経済安全保障法制に関する意見 (2022-02-09), 2月 3, 2026にアクセス、  
[https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/015\\_honbun.html](https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/015_honbun.html)
  - 13. SH5666 経済安全保障経営ガイドライン案の公表 松本拓／鈴木潤, 2月 3, 2026にアクセス、  
<https://portal.shonihomu.jp/archives/77887>
  - 14. 経済安全保障経営ガイドライン(第1.0版), 2月 3, 2026にアクセス、  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic\\_security/08-05.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/08-05.pdf)
  - 15. 【日本】経産省、「経済安全保障経営ガイドライン」初版発表。チェックリストも用意 | Sustainable Japan | 世界のサステナビリティ・ESG投資・SDGs, 2月 3, 2026にアクセス、  
<https://sustainablejapan.jp/2026/01/26/economic-security-management-guideline/121002>
  - 16. 経済安全保障・地政学リスクへの対応 - KPMGジャパン, 2月 3, 2026にアクセス、  
<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/advisory/risk-consulting/economicsecurity-geopolitics.html>
  - 17. 監査トピックス | 監査実務支援 | 公益社団法人 日本監査役協会, 2月 3, 2026にアクセス、  
<https://www.kansa.or.jp/support/topics/>
  - 18. 経済安全保障法制と人権デューディリジェンスにかかる グローバル ..., 2月 3, 2026にアクセス、  
<https://cuc.repo.nii.ac.jp/record/6586/files/Ron20230014%E8%97%A4%E5%B7%9D.pdf>
  - 19. 経済安全保障政策 (METI/経済産業省), 2月 3, 2026にアクセス、  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic\\_security/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/index.html)
  - 20. 経済安全保障経営ガイドラインチェックリストの抜粋, 2月 3, 2026にアクセス、  
<https://www.meti.go.jp/press/2025/01/20260123004/20260123004-3.xlsx>
  - 21. 健康経営ガイドブック - 経済産業省, 2月 3, 2026にアクセス、  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/health\\_management/pdf/002\\_s01\\_03.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/health_management/pdf/002_s01_03.pdf)
  - 22. Keidanren Annual Report 2022, 2月 3, 2026にアクセス、  
[https://www.keidanren.or.jp/en/profile/Keidanren\\_Annual\\_Report2022.pdf](https://www.keidanren.or.jp/en/profile/Keidanren_Annual_Report2022.pdf)
  - 23. 強靭な経済安全保障の確立に向けて, 2月 3, 2026にアクセス、  
<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/uploads/docs/210421a.pdf>
  - 24. 「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての ..., 2月 3, 2026にアクセス、  
<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/2024/240627.html>
  - 25. Japan Outlook 2026, 2月 3, 2026にアクセス、  
[https://www.am-one.co.jp/pdf/english/171/Market\\_Outlook\\_Japan\\_2026.pdf](https://www.am-one.co.jp/pdf/english/171/Market_Outlook_Japan_2026.pdf)
  - 26. Economic security policies compared: The United States, its allies ..., 2月 3, 2026に

アクセス、

<https://www.ussc.edu.au/economic-security-policies-compared-the-united-states-its-allies-and-partners>

27. De-risking: The EU's and Japan's Approaches to Managing ... - SIPRI, 2月 3, 2026にアクセス、<https://www.sipri.org/sites/default/files/2024-02/de-risking.pdf>
28. Economic Security: the Missing Link in EU-Japan Cooperation, 2月 3, 2026にアクセス、  
[https://institutmontaigne.org/ressources/pdfs/publications/Institut\\_Montaigne\\_policy\\_paper\\_economic\\_security\\_the\\_missing\\_link\\_in\\_eu\\_japan\\_cooperation.pdf](https://institutmontaigne.org/ressources/pdfs/publications/Institut_Montaigne_policy_paper_economic_security_the_missing_link_in_eu_japan_cooperation.pdf)
29. サイバーセキュリティ経営ガイドラインVer3.0 実践のための ... - IPA, 2月 3, 2026にアクセス、  
[https://www.ipa.go.jp/security/economics/hjuojm00000044dc-att/cms\\_practice\\_v4\\_1.pdf](https://www.ipa.go.jp/security/economics/hjuojm00000044dc-att/cms_practice_v4_1.pdf)
30. 経済産業省のサイバーセキュリティ政策 - IPA, 2月 3, 2026にアクセス、  
[https://www.ipa.go.jp/security/seminar/ssf7ph00000081a1-att/20230922\\_25th\\_METI\\_slides.pdf](https://www.ipa.go.jp/security/seminar/ssf7ph00000081a1-att/20230922_25th_METI_slides.pdf)